

6 監査報告第 1 1 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

千葉県議会議長 石 川 弘 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員 穴 倉 輝 雄
同 宮 原 清 貴
同 石 橋 毅
同 亀 井 琢 磨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、
第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により
監査の結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 対象

令和5年度に執行した次に掲げる出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者の当該財政的援助等に係る出納その他の事務

1 出資団体

- (1) 株式会社千葉経済開発公社【経済農政局経済部】
- (2) 千葉都市モノレール株式会社【都市局都市部】

2 財政援助団体

- (1) 千葉市森林組合【経済農政局農政部】
農林関係事業補助金（優良森林整備事業）
 - ・災害に強い森づくり事業
 - ・被害森林整備事業

3 公の施設の指定管理者

- (1) 特定非営利活動法人まちづくり千葉
 - ・千葉市民活動支援センター【市民局市民自治推進部】
- (2) アマノマネジメントサービス株式会社
 - ・千葉市栄町立体駐車場【市民局市民自治推進部】
- (3) 桜木霊園・平和公園パートナーズ
 - ・千葉市桜木霊園【保健福祉局医療衛生部】
 - ・千葉市平和公園【保健福祉局医療衛生部】
- (4) コングレ・東急コミュニティー共同事業体
 - ・千葉市科学館【教育委員会事務局生涯学習部】

第2 期間

令和6年11月1日から令和7年3月26日まで

第3 重点項目

1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。

2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理は適切になされているか。

第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

1 出資団体

項 目	着 眼 点
団体関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (3) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。 (5) 会計経理、財産管理は適切か。 (6) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (7) 資金の運用は適切か。経費削減は図られているか。
所管部局関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

2 財政援助団体

項 目	着 眼 点
団体関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (3) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 (4) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。 (5) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (6) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (7) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
所管部局関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

3 公の施設の指定管理者

項 目	着 眼 点
団体関係	(1) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 (3) 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。 (4) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (5) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。 (6) 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。 (7) 利用料金の収納は適正に行われているか。 (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 (9) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管部局関係	(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第6 日程

日 付	内 容	
令和6年 6月 4日	監査実施通知	
令和6年 11月 13日	概況説明の聴取	令和6年度第14回監査委員会議
令和7年 3月 19日	復命	令和6年度第19回監査委員会議

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるものである。

1 財政援助団体

(1) 千葉市森林組合

ア 【所管部局】 補助金の額の確定における審査を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第12条第1項によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならないとされている。また、同規則第13条によると、市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとされている。

しかしながら、優良森林整備事業のうち今回対象となった事業に係る実績報告書等を確認したところ、整備事業の竣工を現地確認していたものの、補助対象事業費の用途状況が不明なまま、報告書等の審査を行い、補助金の交付決定の内容等に適合すると認め、その額を確定していた。

(イ) 指摘

補助金の額の確定における審査については、実施された補助事業が、申請のあった補助の目的、効果に合致しているか確認するにあたり、補助対象事業費の用途状況も確認する必要があることから、規則等に基づき適正に行われたい。

(参考)

補助金等交付規則 抜粋

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 (略)

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 公の施設の指定管理者

(1) 特定非営利活動法人まちづくり千葉

ア 【団体】 管理業務に係る収入を適正に管理すべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書第26条によると、指定管理料など管理業務に係る収入は、独立した管理口座で管理するものとされている。

しかしながら、管理口座の通帳を確認したところ、指定管理料など管理業務に係る収入は法人の収支を管理する口座と同一の口座で管理されており、独立した管理口座で管理されていなかった。

(イ) 指摘

管理業務に係る収入は、基本協定書に基づき、独立した管理口座で適正に管理されたい。

(参考)

千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書 抜粋

(経理の区分)

第26条 乙は、管理業務の実施に係る経理については、その他の経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、指定管理料及び利用料金その他管理業務に係る収入を独立した管理口座で管理するものとする。

(2) アマノマネジメントサービス株式会社

ア 【団体】 利用料金収入を適正に報告すべきもの

【所管部局】 利用料金の徴収方法を整理すべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉県路外駐車場管理規則（昭和58年千葉県規則第40号）第4条第1項によると、利用料金は、使用者から自動車を出場させるときに徴収するとされている。

しかしながら、月次報告書及び事業報告書を確認したところ、指定管理者の提案により導入しているプリペイドカードによる利用料金収入については、自動車を出場させる際の利用額ではなくプリペイドカードの販売額が収入として計上されており、規則で定められた徴収方法による利用料金収入と異なる額が報告されていた。

(イ) 指摘

団体においては、規則に基づき徴収した利用料金収入を適正に報告されたい。

また、所管部局においては、プリペイドカードによる利用料金収入の徴収方法を整理するとともに、必要に応じて規則改正等を行われたい。

(参考)

路外駐車場管理規則 抜粋

(利用料金の徴収の方法)

第4条 利用料金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、使用者から自動車を出場させるときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、定期駐車料金は、定期券を発行するとき徴収する。

(3) 桜木霊園・平和公園パートナーズ

ア 【団体】 使用許可業務に係る審査基準等を定めるべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉県霊園の管理に関する基本協定書第32条によると、指定管理者は、管理業務を開始する日までに、墓地等の使用許可業務を実施するために必要な審査基準及び標準処理期間を定めて公にしておくとともに、これらを市に届け出なければならないとされている。

しかしながら、使用許可業務の関係書類を確認したところ、審査基準及び標準処理期間を定めずに、使用許可業務が行われていた。

(イ) 指摘

墓地等の使用許可業務に係る審査基準及び標準処理期間については、速やかに定めて公にするとともに、市に届け出をされたい。

(参考)

千葉市霊園の管理に関する基本協定書 抜粋

(審査基準等の作成等)

第32条 乙は、管理業務を開始する日までに、使用許可業務を実施するために必要な千葉市行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び同条例第6条に規定する標準処理期間を定めて公にしておくとともに、これら(同条例第12条第1項に規定する処分基準を定めた場合にあっては、当該処分基準を含む。)を甲に届け出なければならない。これらの基準及び期間を変更した場合についても、同様とする。

イ 【団体】 事業報告における収支状況等を適正に報告すべきもの

【所管部局】 事業報告の確認を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市霊園の管理に関する基本協定書第24条によると、指定管理者は、管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書及び事業報告書を市に提出するものとされている。

しかしながら、月次事業報告書及び事業報告書を確認したところ、管理業務外として受託した委託業務の収支等を管理業務に含めて報告していた。

(イ) 指摘

団体においては、事業報告について、基本協定書等に基づき、管理業務の実施に係る経理とその他の経理を確実に区分し、収支状況等を適正に報告されたい。

また、所管部局においては、事業報告の確認を適正に行われたい。

(参考)

千葉市霊園の管理に関する基本協定書 抜粋

(事業報告)

第24条 乙は、次に掲げる事項(以下この条において「報告事項」という。)を日報として記録するとともに、毎月10日(その日が市の休日に当たるときは、その日後の市の休日でない日とする。)までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書(別記第5)を甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 収入の状況に関する事項
- (4) 管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

2 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書(別記第6)に管理業務に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

(経理の区分)

第25条 乙は、管理業務の実施に係る経理については、その他の経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、指定管理料を独立した管理口座で管理するものとする。

2 前項の区分は、公の施設ごとに区分するとともに、当該区分したものを自主事業と自主事業以外の管理業務とに区分するものとする。

(4) コングレ・東急コミュニティー共同事業体

ア 【所管課】年間パスポート等の利用料金の承認を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉県科学館設置管理条例（平成18年千葉県条例第44号）第9条第2項によると、利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとされており、別表では展示及びプラネタリウムの投影の観覧に係る1人1回分の利用料金が定められている。

しかしながら、事業計画書等を確認したところ、1人1回分の利用料金の他に、年間パスポートや常設展示フリーパスの料金が設定されていたが、同計画書の承認がなされていた。

(イ) 指摘

年間パスポート等の利用料金については、条例別表に定める額の範囲内であることを明確にした上で適正に承認されたい。また、必要に応じて条例に明記されたい。

(参考)

科学館設置管理条例 抜粋

(利用料金)

第9条 常設展示、企画展示及びプラネタリウムの投影を観覧しようとする者並びに附属施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その観覧及び利用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

別表

1 展示の観覧に係る利用料金

区分	常設展示(1人1回につき)		企画展示 (1人1回につき)
	個人	団体(30人以上の場合)	
一般	700円	560円	常設展示の額の3倍を 超えない額
高校生	350円	280円	
小学生・中学生	100円	80円	

備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。

2 プラネタリウムの投影の観覧に係る利用料金

区分	一般投影(1人1回につき)		特別投影 (1人1回につき)
	個人	団体(30人以上の場合)	
一般	700円	560円	一般投影の額の3倍を 超えない額
高校生	350円	280円	
小学生・中学生	100円	80円	

千葉県科学館の利用料金等（令和5年度事業計画書及び科学館ホームページから）

【利用料金表】

利用者区分	常設展示	プラネタリウム	セット券 (常設展示+プラネタリウム)
大人	600円	600円	1,000円
高校生	300円	300円	490円
小・中学生	100円	100円	160円

【年間パスポート】

個人会員		家族会員
大人	3,500円	6,000円(8人まで)
高校生	2,000円	
小中学生	1,000円	

※科学館メンバー会の会員は、1年間、常設展示は何度でも入場でき、プラネタリウムは一般投影のみ1日1回無料で観覧できる。

【常設展示フリーパス】

大人	1,800円
高校生	900円
小中学生	300円

※1年間、常設展示へ何度でも入場できる。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 株式会社 千葉経済開発公社

ア 設立年月日 昭和46年6月11日

イ 設立目的 千葉市における住宅団地、特に稲毛海浜ニュータウンにおいて、商業店舗、事務所等の大規模施設の運営を行うことを目的として設立。

ウ 所在地 千葉市美浜区高洲2丁目3番14号

エ 代表者 代表取締役社長 小早川 雄司

オ 基本財産 1億円（千葉市出資額 4,000万円）

カ 事業内容

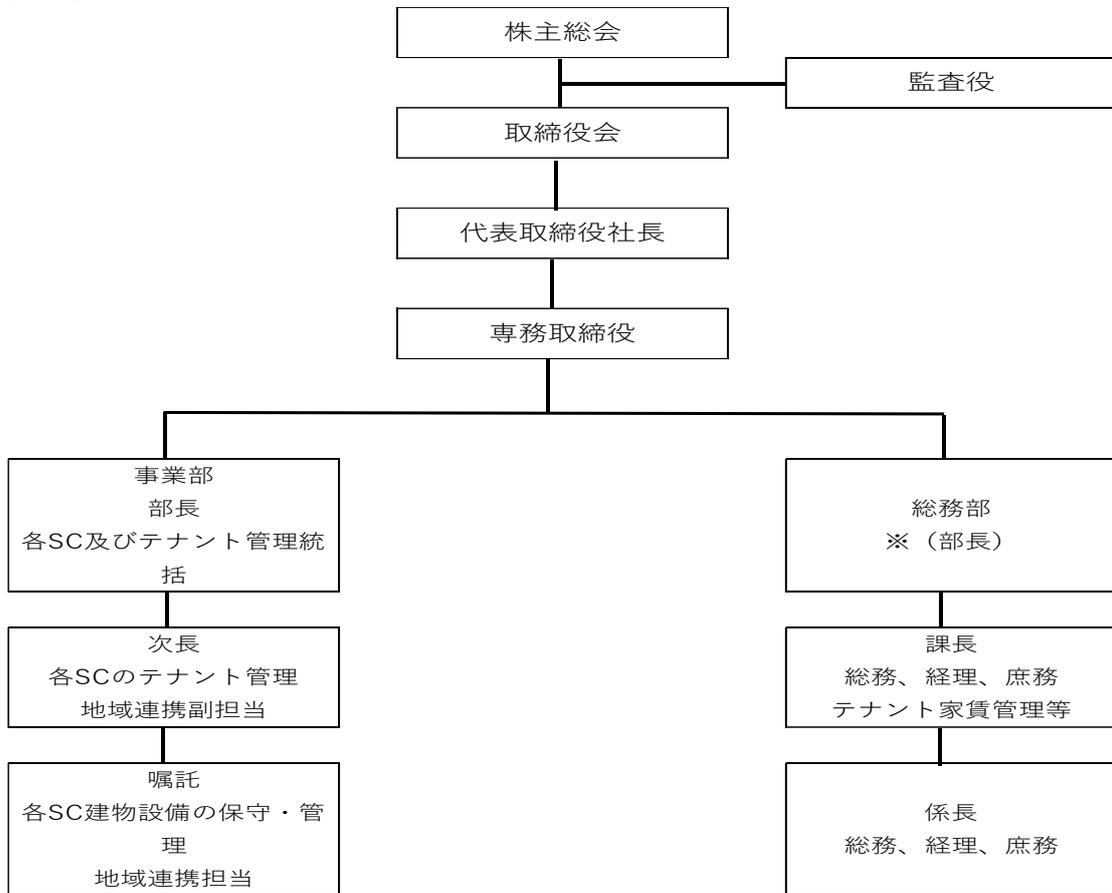
(ア) 高洲第一ショッピングセンター、高浜ショッピングセンター、稲浜ショッピングの管理運営

(イ) 街かどギャラリーの活用等による近隣学校と連携したイベントや展示等の実施

(ウ) マリンピア事業

キ 組織及び職員内訳（令和6年10月1日現在）

（1）組織図



（2）職員内訳

総務部	2人
事業部	3人
計	5人
※総務部（部長）は欠員	

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書

(令和5年5月1日～令和6年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
売上高	255,958	256,770	△812
土地建物賃貸料	241,309	237,662	3,647
店舗共同管理料	9,631	10,252	△621
その他収入	5,018	8,856	△3,838
販売費及び一般管理費	224,350	223,843	508
営業利益	31,608	32,928	△1,320
営業外収益	3,555	3,403	152
受取利息	458	404	54
受取配当金	1,200	1,200	0
雑収入	1,897	1,799	98
営業外費用	1,085	1,029	56
支払利息	1,085	1,029	56
経常利益	34,077	35,301	△1,224
特別利益	0	4,386	△4,386
退職給付引当金戻入	0	4,386	△4,386
特別損失	5	0	5
固定資産除却損	5	0	5
税引前当期純利益	34,072	39,687	△5,615
法人税・住民税および事業税	11,180	10,516	664
当期純利益	22,891	29,171	△6,280

(イ) 財政状態

貸借対照表

(令和6年4月30日現在)

(単位：千円)

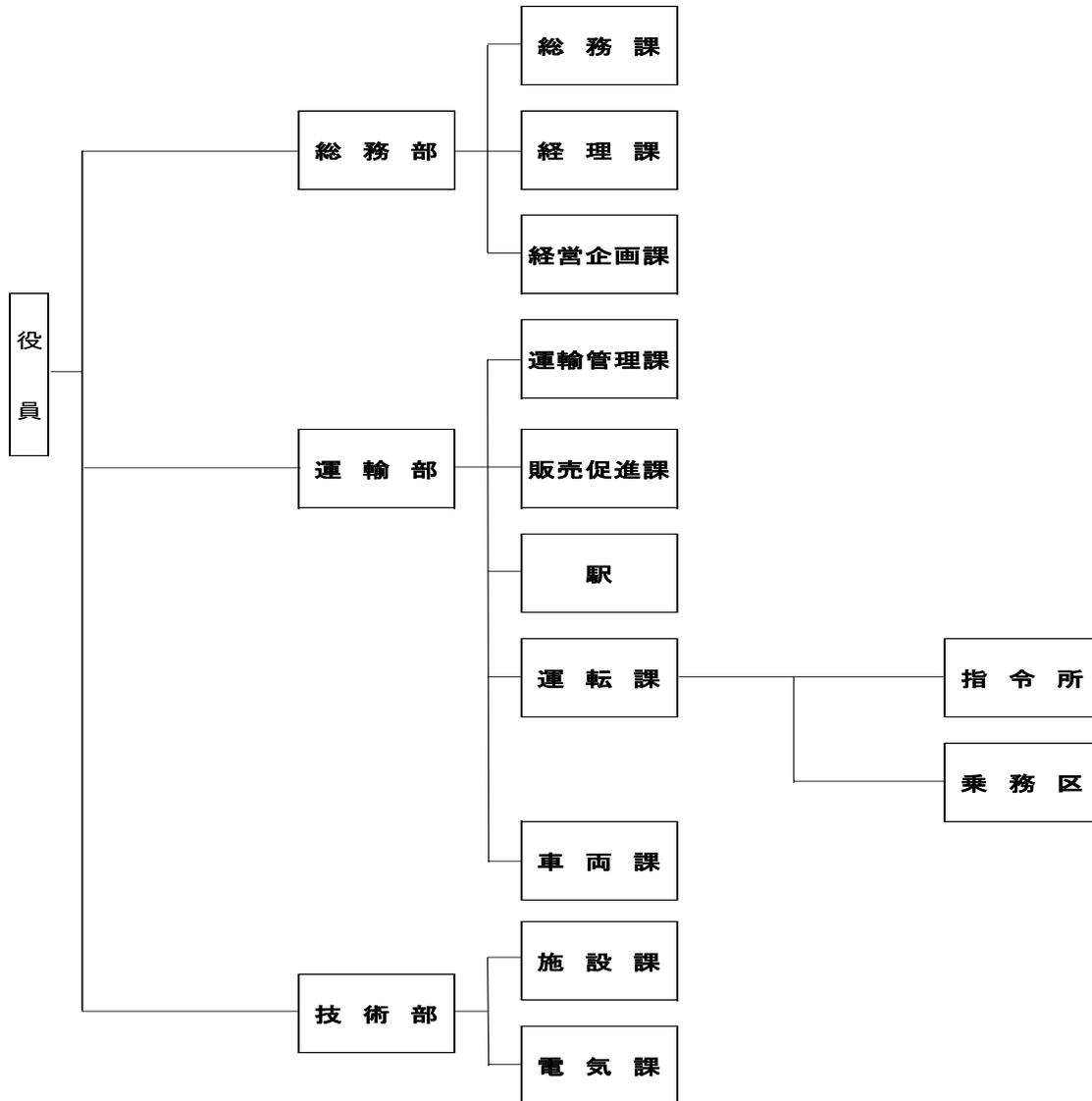
科 目	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	310,641	277,519	33,122
2 固定資産	1,478,974	1,500,511	△21,538
(1) 有形固定資産	1,410,950	1,432,886	△21,935
(2) 無形固定資産	569	569	0
(3) 投資その他の資産	67,454	67,056	398
資産合計	1,789,614	1,778,029	11,585
II 負債の部			
1 流動負債	67,118	73,678	△6,560
2 固定負債	390,759	390,506	253
負債合計	457,877	464,184	△6,307
III 純資産の部			
1 資本金	100,000	100,000	0
2 利益剰余金	1,231,738	1,213,846	17,892
純資産合計	1,331,738	1,313,846	17,892
負債及び純資産合計	1,789,614	1,778,029	11,585

(2) 千葉都市モノレール株式会社

- ア 設立年月日 昭和54年3月20日
- イ 設立目的 千葉市の交通渋滞を緩和し、都市内交通の骨格を形成する公共交通機関である都市モノレールの運営会社として設立。
- ウ 所在地 千葉市稲毛区萩台町199番地1
- エ 代表者 代表取締役社長 小池 浩和
- オ 基本財産 1億円(千葉市出資額 92,966千円)
- カ 事業内容
- (ア) 軌道法による一般運輸業
 - (イ) 土地、建物及び施設の売買及び賃貸並びに建設業
 - (ウ) 駅施設等における食堂、売店、コインロッカー及び店舗の経営並びに駐車場の経営
 - (エ) 広告、宣伝の請負及び代理業
 - (オ) 旅行業
 - (カ) 酒、たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売
 - (キ) 前各号に付帯する一切の事業

キ 組織及び職員内訳（令和6年10月1日現在）

◆業務組織図



◆職員内訳

常勤役員	5	取締役4、監査役1
総務部	14	部長1、総務課6、経理課3、経営企画課4
運輸部	132	部長1、運輸管理課4、販売促進課4、駅4 5、運転課5、指令所6、乗務区5 6、車両課11
技術部	29	部長1、次長1、施設課12、電気課15
合計	180	

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減 (A - B)
営業 収入	運 輸 収 入	3,346,155	3,100,911	245,244
	運 輸 雑 収	197,866	185,233	12,632
	計	3,544,022	3,286,145	257,876
営 業 費	人 件 費	1,358,508	1,281,603	76,904
	動 力 費	150,952	181,298	△ 30,345
	修 繕 費	146,063	141,466	4,597
	そ の 他 経 費	722,474	727,798	△ 5,323
	減 価 償 却 費	786,222	722,967	63,255
	租 税 公 課	105,641	95,894	9,746
	計	3,269,863	3,151,028	118,834
営 業 利 益		274,158	135,116	139,042
営業 外 収入	土 地 物 件 貸 付 料 等	8,047	6,751	1,295
	業 務 委 託 管 理 収 入	51,962	43,552	8,410
	計	60,009	50,303	9,705
営業 外 費用	支 払 利 息 等	5,765	3,909	1,855
	計	5,765	3,909	1,855
営 業 外 利 益		54,244	46,394	7,850
経 常 利 益		328,403	181,511	146,892
特 別 利 益		368,540	72,060	296,480
特 別 損 失		329,849	—	329,849
税 引 前 当 期 純 利 益		367,094	253,571	113,523
法 人 税 等 調 整 額		△ 34,829	36,787	△ 71,617
当 期 純 利 益		401,074	215,933	185,140

(イ) 財政状態

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

	令和5年度 R6.3.31 (A)	令和4年度 R5.3.31 (B)	増減 (A-B)		令和5年度 R6.3.31 (A)	令和4年度 R5.3.31 (B)	増減 (A-B)
資 産 の 部				負 債 の 部			
流動資産	6,222,495	5,525,460	697,034	流動負債	3,540,044	2,452,626	1,087,418
現金及び預金	3,342,564	3,639,880	△ 297,315	短期借入金	433,008	433,008	—
未収運賃	282,875	245,139	37,735	未払金	962,527	584,032	378,494
未収金	2,022,905	1,139,096	883,808	未払費用	1,786,383	1,126,772	659,610
貯蔵品及び商品	138,182	129,641	8,540	前受運賃	222,696	193,026	29,670
契約保証金	—	156,403	△ 156,403	賞与引当金	103,007	98,899	4,108
前払金	352,108	210,877	141,231	未払消費税等	—	2,232	△ 2,232
未収消費税等	77,948	—	77,948	その他流動負債	32,421	14,654	17,766
その他の流動資産	5,909	4,420	1,489				
固定資産	10,100,477	9,767,089	333,387	固定負債	5,003,970	5,462,040	△ 458,070
軌道事業固定資産	9,746,078	9,603,087	142,990	長期借入金	3,786,646	4,219,654	△ 433,008
有形固定資産	9,158,165	9,003,978	154,187	退職給付引当金	1,201,154	1,226,216	△ 25,062
土地	778,511	778,511	—	長期預り保証金	16,170	16,170	—
建物	476,459	531,701	△ 55,241				
線路設備	724,263	813,780	△ 89,516				
電路設備	2,794,574	2,947,018	△ 152,443				
諸構築物	17,932	20,521	△ 2,589				
機械装置	941,249	697,739	243,510	負債合計	8,544,014	7,914,666	629,347
車両	3,360,367	3,143,859	216,508	純 資 産 の 部			
工具器具備品	64,806	70,846	△ 6,039	株主資本	7,778,958	7,377,883	401,074
無形固定資産	587,912	599,108	△ 11,196	資本金	100,000	100,000	—
電話加入権	1,750	1,750	—	資本剰余金	655,056	655,056	—
ソフトウェア	586,162	597,358	△ 11,196	利益剰余金	7,023,901	6,622,827	401,074
建設仮勘定	251,328	95,761	155,567				
投資その他の資産	103,071	68,241	—				
長期預け金	—	—	—				
繰延税金資産	102,827	67,997	34,829	純資産合計	7,778,958	7,377,883	401,074
資産合計	16,322,972	15,292,550	1,030,421	負債・純資産合計	16,322,972	15,292,550	1,030,421

2 財政援助団体

(1) 千葉県森林組合

- ア 設立年月日 昭和51年5月31日
- イ 設立目的 千葉市内の森林を活動の対象とし、組会員の所有する森林の保全、管理，樹木の育成だけではなく、広く市内全域の樹林地や緑の環境保全、安全で効率的な市民生活全般にわたる環境の改善を目的とする。
- ウ 所在地 千葉県若葉区古泉町557番地
- エ 代表者 代表理事組合長 金親 博榮
- オ 事業内容
- (ア) 森林施業の受託
 - (イ) 森林経営計画
 - (ウ) 資材の共同購入
 - (エ) 林産物の販売
 - (オ) 森林災害共済
- カ 対象補助金
- | | |
|-----------------|-------------|
| (ア) 災害に強い森づくり事業 | 18,237,000円 |
| (イ) 被害森林整備事業 | 3,799,000円 |

3 公の施設の指定管理者

(1) 特定非営利活動法人まちづくり千葉

ア 団体概要

(ア) 所在地 千葉市中央区中央3丁目12番12号

(イ) 代表者 理事長 山本 俊子

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉市民活動支援センター

a 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

b 指定管理委託料 19,920千円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	専有床面積 183.70㎡
施 設 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	会議室、談話室等
休 館 日 等	休館日：年末年始（12月29日～1月3日） 使用時間：月曜～土曜 9：00～21：00 日曜・祝日 9：00～18：00

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設の提供事業	市民公益活動の場として、市民活動団体等の登録制度を設け、登録団体に対し会議室・談話室等の貸出を行う。
情報の収集及び提供事業	団体の紹介資料・会報・講座等のチラシや、助成金関連情報、ボランティア募集情報、市民公益活動に関する図書等の情報について収集・配架する。また、本施設の事業や市内の講座・イベント等の情報を、情報誌やホームページ、メールマガジン等の媒体により発信する。
市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものとの関係機関との間の交流及び連携促進事業	各種講座の開催により市民活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、市民活動団体等が相互に交流するイベント等を開催し、情報交換や関係構築の場を提供する。また、市内の大学やボランティア関連施設等の多様な主体との連携を図る。
相談事業	日常的な市民公益活動に関する相談に応じるとともに、専門的な相談に対応するため個別相談会を開催する。
その他センターの設置目的を達成するために必要な事業	施設利用者の満足度向上のため、運営協議会を設置し利用者から意見を募る。その他、セルフカフェコーナーの設置や施設のPR等を行う。
自主事業	受託事業のみでは実現できない、収益性のある事業を行う。

(2) アマノマネジメントサービス株式会社

ア 構成団体

(ア) 所在地 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号

(イ) 代表者 代表取締役社長 小針 宏之

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉県栄町立体駐車場

a 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

b 利用料金収入 49,161千円

c 施設の概要

区 分	概 要
面 積	敷地面積：1,984.49 m ² 延べ面積：8,743.60 m ²
施 設 構 造	鉄骨・耐火被覆造5階6層
駐 車 方 式	傾斜型自走式
収 容 台 数	260台（普通自動車等245台、二輪自動車等15台）
供 用 開 始	昭和58年5月
供 用 時 間	午前0時から午後12時

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	施設貸出業務、市からの事業実施受託業務
施設維持管理業務	駐車場管理業務、保守管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、設備機器管理業務、備品管理業務、警備業務
経営管理業務	事業計画書の作成業務、事業報告書の作成業務、事業評価業務、関係機関との連絡調整業務、指定期間終了時の引継業務

(3) 桜木霊園・平和公園パートナーズ

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) 西武造園株式会社

代表取締役 大嶋 聡

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

(構成団体) イオンディライト株式会社

代表取締役 濱田 和成

大阪府大阪府中央区南船場2丁目3番2号

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉市桜木霊園

(イ) 千葉市平和公園

a 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

b 指定管理委託料 243,320千円

c 施設の概要

・千葉市桜木霊園

区 分	概 要
所 在 地	千葉市若葉区桜木1丁目44番地
開 設	昭和14年11月14日
施 設 規 模	総敷地面積：13.4ha
施 設 概 要	管理事務所：1か所 鉄骨造 平屋建 床面積160,90㎡ 倉庫：2か所 軽量鉄骨造及び木造 作業員詰所：1か所 軽量鉄骨造 平屋建 床面積86.1㎡ 車庫：2か所 ・公衆便所：3か所（管理事務所、詰所分を除く） 旧火葬場・待合室：1か所 鉄骨造 276.67㎡ 駐車場：第1駐車場10台 第2駐車場60台駐車可能 給水施設：上（県）水道、公共下水道 変電施設：1か所 ・防犯カメラ：10台 開園時間：通年開放 管理事務所受付時間：午前8時30分～午後5時 休園日：12月29日～1月3日 （管理事務所のみ。門扉については24時間開放） ・墓所数：9,620区画 ・合葬墓：12,000体 ・納骨堂（桜木霊堂）：2,020体 （令和6年度に機能更新を予定） ※敷地の一部（約386.92㎡）を桜木子どもルームに貸与

・千葉市平和公園

区 分	概 要
所 在 地	千葉市若葉区多部田町1492番地2
開 設	昭和47年7月1日
施 設 規 模	<p>総敷地面積：78.3ha（未取得地を除く）</p> <p>※ 上記のうち、現在整備工事中の拡張区域A地区については、竣工の翌年度から、順次管理区域面積が拡大される予定（現行：71.4ha（当初墓域、拡張区域 C地区・D地区））</p>
施 設 概 要	<p>管理事務所：1か所 鉄筋コンクリート造 平屋建 床面積196㎡</p> <p>倉庫：2か所 プレハブ造</p> <p>作業員詰所：1か所 プレハブ造</p> <p>便所：10か所 （浄化槽は11か所設置、管理事務所内便所を含む）</p> <p>駐車場：園内に284台駐車可能</p> <p>給水施設：2か所（井戸水を使用）</p> <p>変電施設：2か所</p> <p>防犯カメラ：5台</p> <p>開園時間： 4月～9月 午前8時30分～午後7時 （西、南門午後6時閉鎖） 10月～3月 午前8時30分～午後5時 （西、南門午後4時閉鎖）</p> <p>管理事務所受付時間：午前8時30分～午後5時</p> <p>休園日：12月29日～1月3日 （管理事務所のみ。門扉については24時間開放。）</p> <p>墓所数：30,807区画 うち普通墓所：13,644区画 うち芝生墓所：15,780区画 うち林間墓所： 1,383区画 合葬式樹木葬墓地：30,400体（予定）</p> <p>※ 上記に加え、令和5年度以降順次、拡張区域A地区の墓地区画数、管理面積・施設（便所2棟、駐車場）等が増加する予定</p>

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	(ア) 墓地使用の許可等をはじめとした施設の管理運営業務 (イ) 墓地管理料などの収納及び管理に係る業務 (ウ) その他の業務
施設維持管理業務	(ア) 保守管理業務（1件100万円未満の修繕を含む。） (イ) 植栽等管理業務 (ウ) 清掃業務 (エ) 環境衛生管理業務 (オ) 設備機器管理業務 (カ) 物品管理業務 (キ) 警備業務 (ク) その他の業務
経営管理業務	(ア) 事業計画書の作成業務 (イ) 事業報告書の作成業務 (ウ) 事業評価業務 (エ) 関係機関との連絡調整業務 (オ) 指定期間終了時の引継業務 (カ) その他の業務

(4) コングレ・東急コミュニティー共同事業体

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) 株式会社コングレ

代表取締役社長 武内 紀子

東京都中央区日本橋三丁目10番5号

(構成団体) 株式会社東急コミュニティー

代表取締役 木村 昌平

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉県科学館

a 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

b 指定管理委託料 388,072千円

c 利用料金収入 70,864千円

d 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	複合施設全体敷地面積:7,122.28 m ² (バス駐車場 508.15 m ² 含む) 本施設延床面積: 19,899.41 m ² (複合施設共有部分 11,556.83 m ² 含む)
施 設 構 造	鉄筋鉄骨コンクリート造(地下1階・地上15階)
施 設 概 要	複合施設内 B1、7階～10階に所在 B1階: 倉庫 7階: プラネタリウム室、企画展示室、事務室等 8階～10階: 常設展示室、実験室等 大型バス専用駐車場は4台収容可
開 館 時 間 ・ 休 館 日 等	開館時間: 9時～19時(プラネタリウム室は20時まで) 休館日: 年末年始、保守点検日

e 管理業務等の概要

区 分	内 容
基 本 的 業 務	広報業務、発券等受付業務、接客業務、情報管理業務、緊急時対応業務、感染症への対応
展 示 事 業	常設展示業務、企画展示業務
教 育 普 及 事 業	講座等運営業務、学校支援業務、研修支援業務
プラネタリウム 事 業	プラネタリウム機器等管理業務、投影業務(一般投影業務、学習投影業務)、投影プログラム作成業務、天文教育普及業務
ボランテニア 事 業	ボランティア募集・育成・活動支援業務
科 学 都 市 戦 略 事 業	千葉県科学都市戦略事業方針に基づく千葉県教育委員会主催事業の共催、協力
そ の 他 事 業	ミュージアムトライアングル連携事業、地域連携事業、リピーター対策事業、ミュージアムショップ運営事業